

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 18 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 }
東京消防庁・指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課
消防庁危険物保安室

水質汚濁防止法に基づく指定物質に係る対応について（周知依頼）

「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 396 号）」が令和 5 年 2 月 1 日に施行され、一部の泡消火薬剤に含有されている PFOS 又はその塩又は PFOA 又はその塩（以下「PFOS 等」という。）が、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 4 項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（指定物質）」に追加されました。

施行後においても PFOS 等を含有する泡消火薬剤の流出事故が発生していることから、環境省より別添 1 のとおり当庁あてに周知依頼が発出されたところです。

また、PFOS 等を含有する泡消火薬剤の流出時の対応については、一般社団法人日本消火装置工業会が別添 2 のとおりリーフレットを作成しています。

つきましては、泡消火設備が設置されている防火対象物、製造所等の関係者及び点検事業者等に対し、各種届出の受付や立入検査等の機会をとらえ、別添 1 及び 2 について周知されるようお願いいたします。

なお、環境省から都道府県知事及び水質汚濁防止法政令市長に対しては、別添 3 のとおり周知依頼が発出されていることを申し添えます。

また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

（問い合わせ先）

予防課

担当：明田、高島、金子

TEL：03-5253-7523

危険物保安室

担当：千葉、北中、渥美

TEL：03-5253-7524

事務連絡
令和5年12月18日

消防庁予防課 御中

環境省水・大気環境局環境管理課

水質汚濁防止法に基づく指定物質に係る対応について（周知依頼）

平素より環境行政に御理解御協力いただき厚く御礼申し上げます。

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第396号。以下「改正令」という。）が令和4年12月23日に公布され、令和5年2月1日から施行されているところです。今回の改正は、アニリン、ペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）及びその塩、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（以下「PFOS」という。）及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の4物質を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「指定物質」という。）に追加することにより、事故時における公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止することを目的としております。

なお、今回追加した指定物質のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）については、環境省及び都道府県等が実施した調査において、河川・地下水等の水環境でPFOS等の暫定目標値（50 ng/L）を超過する事例が確認されているほか、改正例の施行後においてもPFOS等を含むとされる泡消火薬剤（以下「PFOS等含有泡消火薬剤」という。）等の流出事故が発生しています。

このような状況を踏まえ、貴課におかれましては、法の円滑かつ適切な運用が図られるよう、関係地方公共団体等へ下記の情報を周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の内容

事故時の措置の対象となる指定物質として、アニリン、PFOA及びその塩、PFOS及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の4物質を追加しました。

2 事故時等の措置

(1) 事故時の措置

法第 14 条の 2 第 2 項の規定により、改正令において新たに指定物質に追加された物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設を有する指定事業場の設置者は、指定施設の破損その他の事故が発生し、指定物質が公共用水域に排出、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、講じた措置の概要を都道府県知事等に届け出ることが求められます。届出の方法や内容は各地方公共団体において運用されており、参考様式が定められている場合もあるため、都道府県又は水質汚濁防止法政令市の担当宛て（連絡先は別紙参照）に問い合わせをお願いいたします。

(2) 使用（消火活動）時の措置

PFOS 等が使用（消火活動）に伴って排出される場合は、法における事故の概念に馴染まないため、上記（1）の措置の対象外と考えられますが、関係地方公共団体において指定物質の環境中への流出の実態を的確に把握する観点から、PFOS 等の流出の状況等の情報を共有いただくことが重要です。

つきましては、消火活動により PFOS 等含有泡消火薬剤の使用に伴って公共用水域等への PFOS 等の排出が確認される場合についても、以下の情報について、PFOS 等含有泡消火薬剤が使用された都道府県又は水質汚濁防止法政令市の担当宛て（連絡先は別紙参照）に情報提供をお願いいたします。情報提供の方法は、電話による通報の後に電子メール等で報告をお願いいたします。

- ① PFOS 等含有泡消火薬剤が使用された日時
- ② PFOS 等含有泡消火薬剤が使用された場所
- ③ 使用された PFOS 等含有泡消火薬剤の製品名及び PFOS 等のおよその含有率又は含有量（消火薬剤によっては PFOS 等の含有量が明らかでないものもあります）
- ④ PFOS 等含有泡消火薬剤のおよその使用量及び環境中への排出量
- ⑤ 排出先の河川等の周囲の状況（例：PFOS 等含有泡消火薬剤の拡散の状況、河川の水の色、生息する魚類の生死状況等）
- ⑥ 関係者連絡先

3 その他の留意事項

PFOS 等については、環境中で分解されにくく、生物蓄積性が高いといった性質を有し、人及び動植物に対する長期毒性を有することから、その環境中への排出を出来る限り抑えるとともに、関係地方公共団体においてその排出の実態を出来る限り把握し、必要に応じて適切なリスク管理を行っていくことが重

要です。

このため、PFOS 等含有泡消火薬剤を保管している事業場に対して、PFOS 等を含有しない泡消火薬剤への代替の促進を図るとともに、PFOS 等含有泡消火薬剤の適正な管理を徹底し、事故による公共用水域及び地下水の水質汚濁の未然防止に適切に取り組んでいただくよう、関係地方公共団体等への周知についてお願いいたします。

都道府県の担当部署一覧

別紙

| 自治体名 | 担当部署 | 〒 | 住所 | 代表電話番号 (内線) | 直通電話番号 |
|------|----------------------------------|----------|------------------------------|--------------------------|--------------|
| 北海道 | 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 水環境係 | 060-8588 | 札幌市中央区北3条西6丁目 | 011-231-4111 (24-271) | 011-204-5193 |
| 青森県 | 環境生活部 環境保全課 水・大気環境 グループ | 030-8570 | 青森市長島一丁目1-1 | 017-722-1111 (6468) | 017-734-9242 |
| 岩手県 | 環境生活部 環境保全課 | 020-8570 | 盛岡市内丸10番1号 | 019-651-3111 (5359) | 019-629-5359 |
| 宮城県 | 環境生活部 環境対策課 | 980-8570 | 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 | 022-211-2111 | 022-211-2666 |
| 秋田県 | 生活環境部 環境管理課 | 010-8570 | 秋田県秋田市山王4-1-1 | 018-860-1111 | 018-860-1603 |
| 山形県 | 環境エネルギー部 水大気環境課 | 990-8570 | 山形県山形市松波二丁目8-1 | 023-630-2211 (2338) | 023-630-2338 |
| 福島県 | 生活環境部 水・大気環境課 | 960-8670 | 福島県福島市杉妻町2番16号 | | 024-521-7258 |
| 茨城県 | 県民生活環境部 環境対策課 | 310-8555 | 茨城県水戸市笠原町978番6 | 029-301-1111(2965) | 029-301-2966 |
| 栃木県 | 環境森林部 環境保全課 水環境担当 | 320-8501 | 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 | 028-623-2323 | 028-623-3189 |
| 群馬県 | 環境森林部 環境保全課 水質保全係 | 371-8570 | 前橋市大手町一丁目1番1号 | 027-223-1111(2835) | 027-897-2841 |
| 埼玉県 | 環境部 水環境課 水環境担当 | 330-9301 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-824-2111 (3081) | 048-830-3081 |
| 千葉県 | 環境生活部 水質保全課 | 260-8667 | 千葉県千葉市中央区市場町1-1 | | 043-223-3871 |
| 東京都 | 環境局 自然環境部 水環境課 河川規 制担当 | 163-8001 | 新宿区西新宿2-8-1 | 03-5321-1111 (42-655) | 03-5388-3494 |
| 神奈川県 | 環境農政局 環境部 環境課 水環境グループ | 231-8588 | 横浜市中区日本大通1 | 045-210-1111 (4124) | 045-210-4123 |
| 新潟県 | 環境局 環境対策課 | 950-8570 | 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 | 025-285-5511 | 025-280-5157 |
| 富山県 | 生活環境文化部 環境保全課 | 930-0005 | 富山県富山市新桜町5番3号 | 076-431-4111 (2715) | 076-444-3146 |
| 石川県 | 生活環境部 環境政策課 | 920-8580 | 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 | 076-225-1111 | 076-225-1491 |
| 福井県 | エネルギー環境部 環境政策課 | 910-8580 | 福井県福井市大手3丁目17番1号 | 0776-21-1111 (2445) | 0776-20-0303 |
| 山梨県 | 環境・エネルギー部 大気水質保全課 大 気水質担当 | 400-8501 | 甲府市丸の内1-6-1 | 055-223-1508(6407) | 055-223-1511 |
| 長野県 | 環境部 水大気環境課 | 380-8570 | 長野市大字南長野野幅下692-2 | 026-232-0111 | 026-235-7162 |
| 岐阜県 | 環境生活部 環境管理課 | 500-8570 | 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 | 058-272-1111 | 058-272-8230 |
| 静岡県 | くらし・環境部 環境局 生活環境課 | 420-8601 | 静岡県静岡市葵区追手町9-6 | | 054-221-2253 |
| 愛知県 | 環境局環境政策部水大気環境課水・土壌 規制グループ | 460-8501 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 | 052-961-2111 (3050) | 052-954-6222 |
| 三重県 | 環境生活部 大気・水環境課 | 514-8570 | 三重県津市広明町13 | 059-224-2382 | 059-224-2382 |
| 滋賀県 | 琵琶湖環境部 環境政策課 | 520-8577 | 大津市京町四丁目1番1号 | 077-528-3357 | 077-528-3357 |
| 京都府 | 府民環境部 環境管理課 水質係 | 602-8570 | 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ 内町 | 075-451-8111 (4713) | 075-414-4713 |
| 大阪府 | 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 水質指導グループ | 559-8555 | 大阪府住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎21階 | 06-6941-0351(6716) | 06-6210-9585 |
| 兵庫県 | 環境部 水大気課 | 650-8567 | 神戸市中央区下山手通5-10-1 | 078-341-7711 (3390) | 078-362-9094 |
| 奈良県 | 水循環・森林・景観環境部 水資源政策課 水環境係 | 630-8501 | 奈良市登大路町30 | 0742-22-1101 (3397) | 0742-27-8737 |
| 和歌山県 | 環境生活部 環境政策局 環境管理課 | 640-8585 | 和歌山県和歌山市小松原通1-1 | 073-432-4111 (2697) | 073-441-2683 |

| 自治体名 | 担当部署 | 〒 | 住所 | 代表電話番号 (内線) | 直通電話番号 |
|------|----------------------------|----------|----------------------|------------------------|--------------|
| 鳥取県 | 生活環境部 くらしの安心局 水環境保全課 水環境担当 | 680-8570 | 鳥取県鳥取市東町1丁目220 | 0857-26-7111 | 0857-26-7197 |
| 島根県 | 環境生活部 環境政策課 大気・水環境グループ | 690-8501 | 松江市殿町1番地 | 0852-22-5111 (6444) | 0852-22-6444 |
| 岡山県 | 環境文化部 環境管理課 水環境湖沼保全班 | 700-8570 | 岡山市北区内山下2-4-6 | 086-224-2111 | 086-226-7301 |
| 広島県 | 環境県民局 環境保全課 水環境グループ | 730-8511 | 広島県広島市中区基町10-52 | 082-228-2111(2918) | 082-513-2918 |
| 山口県 | 環境生活部 環境政策課 | 753-8501 | 山口市滝町1-1 | 083-933-3038 | 083-933-3038 |
| 徳島県 | 危機管理環境部 環境管理課 | 770-8570 | 徳島市万代町1丁目1番地 | 088-621-2500(2332) | 088-621-2332 |
| 香川県 | 環境森林部 環境管理課 土壌・水環境グループ | 760-8570 | 香川県高松市番町四丁目1番10号 | 087-831-1111 (2956) | 087-832-3218 |
| 愛媛県 | 県民環境部 環境局 環境政策課 | 790-8570 | 愛媛県松山市一番町4-4-2 | 089-941-2111 (3515) | 089-912-2350 |
| 高知県 | 林業振興・環境部 環境対策課 | 780-8570 | 高知市丸ノ内1-7-52 | 088-823-1111 (4524) | 088-821-4524 |
| 福岡県 | 環境部 環境保全課 水質係 | 812-8577 | 福岡県福岡市博多区東公園7-7 | 092-651-1111(3439) | 092-643-3359 |
| 佐賀県 | 県民環境部 環境課 大気・水質担当 | 840-8570 | 佐賀県佐賀市城内1-1-59 | 0952-24-2111 | 0952-25-7774 |
| 長崎県 | 県民生活環境部 地域環境課 環境監視班 | 850-8570 | 長崎市尾上町3番1号 | 095-824-1111 | 095-895-2356 |
| 熊本県 | 環境生活部 環境局 環境保全課 | 862-8570 | 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 | 096-383-1111 | 096-333-2271 |
| 大分県 | 生活環境部 環境保全課 | 870-8501 | 大分県大分市大手町3丁目1-1 | 097-536-1111 (3117) | 097-506-3117 |
| 宮崎県 | 環境森林部 環境管理課 水保全対策担当 | 880-8501 | 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 | 0985-26-7111 (2382) | 0985-26-7085 |
| 鹿児島県 | 環境林務部 環境保全課 水質係 | 890-8577 | 鹿児島市鴨池新町10番1号 | 099-286-2111 | 099-286-2629 |
| 沖縄県 | 環境部 環境保全課 基地環境対策班 | 900-8570 | 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 | 098-866-2333(2470) | 098-866-2236 |

水質汚濁防止法政令市の担当部署一覧

| 都道府県 | 自治体名 | 担当部署 | 〒 | 住所 | 代表電話番号 (内線) | 直通電話番号 |
|------|-------|------------------------------|----------|--------------------------------|------------------------|--------------|
| 北海道 | 札幌市 | 環境局 環境都市推進部 環境対策課 水質係 | 060-8611 | 札幌市中央区北1条西2丁目 | 011-211-2882 | 011-211-2882 |
| 北海道 | 函館市 | 環境部 環境対策課 | 040-0022 | 北海道函館市日乃出町26番2号 | | 0138-51-3348 |
| 北海道 | 旭川市 | 環境部 環境指導課 水・大気環境係 | 070-8525 | 北海道旭川市6条通9丁目46番地 | 0166-26-1111(5242) | 0166-25-6369 |
| 青森県 | 青森市 | 環境部 環境政策課 | 030-0801 | 青森県青森市新町1丁目3番7号 | 017-734-1111(3118) | 017-718-0293 |
| 青森県 | 八戸市 | 環境部 環境保全課 | 031-0801 | 青森県八戸市江陽三丁目1-111 | 0178-43-2111(5712-205) | 0178-43-9107 |
| 岩手県 | 盛岡市 | 環境部 環境企画課 環境保全係 | 020-8531 | 岩手県盛岡市若園町2-18 | 019-651-4111(8419) | 019-613-8419 |
| 宮城県 | 仙台市 | 環境局 環境部 環境対策課 水質係 | 980-8671 | 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1 | 022-261-1111(736-3351) | 022-214-8223 |
| 秋田県 | 秋田市 | 環境部 環境保全課 | 010-8560 | 秋田県秋田市山王一丁目1-1 | 018-888-5711 | 018-888-5711 |
| 山形県 | 山形市 | 環境部 環境課 | 990-8540 | 山形県山形市旅籠町2-3-25 | 023-641-1212(685) | |
| 福島県 | 福島市 | 環境部 環境課 環境保全係 | 960-8133 | 福島県福島市桜木町8番13号 | 024-535-1111(3720) | 024-573-2557 |
| 福島県 | 郡山市 | 環境部 環境保全センター 指導監視係 | 963-8024 | 福島県郡山市朝日3-5-7 | 024-923-3400 | 024-923-3400 |
| 福島県 | いわき市 | 生活環境部 環境監視センター | 971-8111 | 福島県いわき市小名浜大原字六反田22 | 0246-54-1585 | 0246-54-1585 |
| 茨城県 | 水戸市 | 生活環境部 環境保全課 | 310-8610 | 茨城県水戸市中央1-4-1 | 029-224-1111(2322) | 029-232-9154 |
| 茨城県 | つくば市 | 生活環境部 環境保全課 | 305-8555 | 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 | 029-883-1111(4330) | 029-883-1243 |
| 栃木県 | 宇都宮市 | 環境部 環境保全課 調査指導グループ | 320-8540 | 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 | 028-632-2222(2407) | 028-632-2407 |
| 群馬県 | 前橋市 | 環境部 環境森林課 環境保全係 | 371-8601 | 前橋市大手町2丁目12番1号 | 027-224-1111(3294) | 027-898-6294 |
| 群馬県 | 高崎市 | 環境部 環境政策課 | 370-8501 | 群馬県高崎市高松町35-1 | 027-321-1111(3316) | 027-321-1251 |
| 群馬県 | 伊勢崎市 | 環境部 環境政策課 | 372-0824 | 群馬県伊勢崎市柴町954番地(清掃リサイクルセンター21内) | 0270-27-2733(2235) | 0270-27-2733 |
| 群馬県 | 太田市 | 産業環境部 環境対策課 公害対策係 | 373-8718 | 群馬県太田市浜町2番35号 | 0276-47-1111(2652) | 0276-47-1893 |
| 埼玉県 | さいたま市 | 環境局 環境共生部 環境対策課 | 330-9588 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4 | 048-829-1111 | 048-829-1331 |
| 埼玉県 | 川越市 | 環境部 環境対策課 水質・浄化槽担当 | 350-8601 | 埼玉県川越市元町1-3-1 | 049-224-8811(2626) | 049-224-5894 |
| 埼玉県 | 熊谷市 | 環境部 環境政策課 公害対策係 | 360-0192 | 埼玉県熊谷市江南中央一丁目1番地 | 048-536-1521(208) | 048-536-1548 |
| 埼玉県 | 川口市 | 環境部 環境保全課 水質係 | 332-0001 | 埼玉県川口市朝日4-21-33 | | 048-228-5389 |
| 埼玉県 | 所沢市 | 環境クリーン部 環境対策課 | 359-8501 | 埼玉県所沢市並木1-1-1 | 04-2998-1111(9230) | 04-2998-9230 |
| 埼玉県 | 春日部市 | 環境経済部 環境政策課 | 344-8577 | 埼玉県春日部市中央6丁目2番地 | 048-736-1111(7717) | 048-736-1136 |
| 埼玉県 | 草加市 | 市民生活部 環境課 公害対策係 | 340-8550 | 埼玉県草加市高砂1-1-1 | 048-922-0151(3593) | 048-922-1520 |
| 埼玉県 | 越谷市 | 環境経済部 環境政策課 | 343-8501 | 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号 | 048-964-2111(4415) | 048-963-9186 |
| 千葉県 | 千葉市 | 環境局 環境保全部 環境規制課 水質班 | 260-8722 | 千葉市中央区千葉港1-1 | 043-245-5111(2742) | 043-245-5194 |
| 千葉県 | 市川市 | 環境部 生活環境保全部 水質・土壌・廃棄物グループ | 272-8501 | 千葉県市川市南八幡2-20-2 | 047-334-1111(16124) | 047-712-6310 |
| 千葉県 | 船橋市 | 環境部 環境保全課 水質・地質係 | 273-8501 | 千葉県船橋市湊町2-10-25 | 047-436-2111(2456) | 047-436-2456 |
| 千葉県 | 松戸市 | 環境部 環境保全課 | 271-8588 | 千葉県松戸市根本387番地の5 | 047-366-1111(2851) | 047-366-7337 |
| 千葉県 | 柏市 | 環境部 環境政策課 | 277-8505 | 千葉県柏市柏5丁目10番1号 | 04-7167-1111(431) | 04-7167-1695 |
| 千葉県 | 市原市 | 環境部 環境管理課 水質保全係 | 290-8501 | 千葉県市原市国分寺台中央1-1-1 | 0436-22-1111(2006) | 0436-23-9867 |
| 東京都 | 八王子市 | 環境部 環境保全課環境改善担当 | 192-8501 | 東京都八王子市元本郷町3-24-1 | 042-626-3111 | 042-620-7255 |
| 東京都 | 町田市 | 環境資源部 環境共生課公害指導係 | 194-8520 | 東京都町田市森野2-2-22 | 042-722-3111(3736) | 042-724-2711 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 環境創造局 環境保全部 水・土壌環境課 水質担当 | 231-0005 | 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10 | 045-671-2489 | 045-671-2489 |

| 都道府県 | 自治体名 | 担当部署 | 〒 | 住所 | 代表電話番号 (内線) | 直通電話番号 |
|------|------|-------------------------|----------|--------------------------------------|-------------------------|--------------|
| 神奈川県 | 川崎市 | 環境局 環境対策部 環境対策推進課 | 210-8577 | 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 | 044-200-2111 | 044-200-2521 |
| 神奈川県 | 相模原市 | 環境経済局 環境保全課 水質・土壌班 | 252-5277 | 神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号 | 042-754-1111(2744) | 042-769-8241 |
| 神奈川県 | 横須賀市 | 環境部 環境保全課 水環境係 | 238-8550 | 神奈川県横須賀市小川町11番地 | 046-822-4000(2385) | 046-822-8329 |
| 神奈川県 | 平塚市 | 環境部 環境保全課 環境指導担当 | 254-8686 | 神奈川県平塚市浅間町9-1 | 0463-23-1111(2137) | 0463-21-9764 |
| 神奈川県 | 藤沢市 | 環境部 環境保全課 | 251-8601 | 藤沢市朝日町1番地の1 | 0466-25-1111(3131) | 0466-50-3519 |
| 神奈川県 | 小田原市 | 環境部 環境保護課 公害対策係 | 250-8555 | 神奈川県小田原市荻窪300 | 0465-33-1300(482) | 0465-33-1482 |
| 神奈川県 | 茅ヶ崎市 | 環境部 環境保全課 | 253-8686 | 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 | 0467-82-1111(1233) | |
| 神奈川県 | 厚木市 | 環境農政部 生活環境課 環境保全係 | 243-8511 | 神奈川県厚木市中町3-17-17 | 046-223-1511(2752) | 046-225-2752 |
| 神奈川県 | 大和市 | 環境施設農政部 生活環境保全課 生活環境保全係 | 242-8601 | 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 | 046-263-1111(5106) | 046-260-5106 |
| 新潟県 | 新潟市 | 環境部 環境対策課 水環境グループ | 951-8550 | 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1 | 025-228-1000(31371) | 025-226-1371 |
| 新潟県 | 長岡市 | 環境部 環境政策課 | 940-0015 | 新潟県長岡市寿3丁目6番1号 | 0258-35-1122(83-232) | 0258-24-0528 |
| 新潟県 | 上越市 | 自治・市民環境部 環境保全課 環境対策係 | 943-8601 | 新潟県上越市木田1-1-3 | 025-526-5111(2348) | - |
| 富山県 | 富山市 | 環境部 環境保全課 環境保全係 | 930-8510 | 富山県富山市新桜町7番38号 | 076-431-6111(2637) | 076-443-2086 |
| 石川県 | 金沢市 | 環境局 環境政策課 環境保全係 | 920-8577 | 石川県金沢市柿木島1番1号 | 076-220-2304 | 076-220-2508 |
| 福井県 | 福井市 | 市民生活部 環境廃棄物対策課 | 910-8511 | 福井市大手3-10-1 | 0776-20-5111 | 0776-20-5398 |
| 山梨県 | 甲府市 | 環境部 環境対策室 環境保全課 公害対策係 | 400-0831 | 甲府市上町601-4 | 055-241-4311 | 055-241-4312 |
| 長野県 | 長野市 | 環境部 環境保全温暖化対策課 環境保全担当 | 380-8512 | 長野市大字鶴賀緑町1613番地 | 026-224-8034(3019) | 026-224-8836 |
| 長野県 | 松本市 | 環境エネルギー部 環境保全課 環境保全担当 | 390-8620 | 長野県松本市丸の内3番7号 | 0263-34-3000(1422) | 0263-34-3267 |
| 岐阜県 | 岐阜市 | 環境部 環境保全課 水・土壌係 | 500-8701 | 岐阜県岐阜市司町40番地1 | 058-265-4141(3408) | 058-214-2153 |
| 静岡県 | 静岡市 | 環境局 環境保全課 | 420-8602 | 静岡県静岡市追手町5番1号 | 054-254-2111(81-4723) | 054-221-1359 |
| 静岡県 | 浜松市 | 環境部 環境保全課 | 432-8023 | 浜松市中区鴨江三丁目1-10 浜松市役所鴨江分庁舎4階 | 053-457-2111(3137) | 053-453-6144 |
| 静岡県 | 沼津市 | 生活環境部 環境政策課 | 410-8601 | 静岡県沼津市御幸町16番1号 | 055-931-2500(2713) | 055-934-4740 |
| 静岡県 | 富士市 | 環境部 環境保全課 水質担当 | 417-8601 | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 | 0545-51-0123(2074) | 0545-55-2776 |
| 愛知県 | 名古屋市 | 環境局 地域環境対策課 水質地盤係 | 460-8508 | 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 | 052-961-1111(2675) | 052-972-2675 |
| 愛知県 | 豊橋市 | 環境部 環境保全課 水環境グループ | 440-8501 | 愛知県豊橋市今橋町1番地 | 0532-51-2111(2390) | 0532-51-2390 |
| 愛知県 | 岡崎市 | 環境部 環境保全課 環境保全係 | 444-8601 | 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 | 0564-23-6000 | 0564-23-6861 |
| 愛知県 | 一宮市 | 環境部 環境保全課 | 491-0201 | 愛知県一宮市奥町字六丁山8番地 一宮市衛生処理場 | 0586-28-8100(7265) | 0586-45-7185 |
| 愛知県 | 春日井市 | 環境部 環境保全課 環境監視担当 | 486-8686 | 愛知県春日井市鳥居松町5-44 | 0568-81-5111(6217) | 0568-85-6217 |
| 愛知県 | 豊田市 | 環境部 環境保全課 | 471-8501 | 豊田市西町3丁目60 | 0565-31-1212(3-3033) | 0565-34-6628 |
| 三重県 | 四日市市 | 環境部 環境政策課 大気水質係 | 510-8601 | 四日市市諏訪町1-5 | 059-354-8104 | 059-354-8189 |
| 滋賀県 | 大津市 | 環境部 環境政策課 公害規制グループ | 520-8575 | 滋賀県大津市御陵町3-1 | 077-523-1234(3012) | 077-528-2735 |
| 京都府 | 京都市 | 環境政策局 環境企画部 環境指導課 | 604-8571 | 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 本庁舎1階 | 075-222-3111(3955) | 075-222-3955 |
| 大阪府 | 大阪市 | 建設局 下水道部 施設管理課 水質管理担当 | 559-0034 | 大阪府住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 | 06-6615-7525 | 06-6615-7525 |
| 大阪府 | 堺市 | 環境局 環境保全課 環境対策課 水質環境係 | 590-0078 | 堺市堺区南瓦町3-1 | 072-233-1101(3829) | 072-228-7474 |
| 大阪府 | 岸和田市 | 市民環境部 環境保全課 | 596-0825 | 岸和田市土生町2-4-30 | 072-423-2121(2504、2506) | 072-423-9462 |
| 大阪府 | 豊中市 | 環境部 環境政策課 環境保全係 | 561-8501 | 豊中市中桜塚3-1-1 | 06-6858-2525(2105) | 06-6858-2105 |
| 大阪府 | 吹田市 | 環境部 環境保全指導課 | 564-8550 | 吹田市泉町1-3-40 | 06-6384-1231(2636) | 06-6384-1850 |

| 都道府県 | 自治体名 | 担当部署 | 〒 | 住所 | 代表電話番号 (内線) | 直通電話番号 |
|------|------|------------------------------|----------|------------------------------------|-----------------------------|---------------|
| 大阪府 | 高槻市 | 市民生活環境部 環境政策課 水質・土壌チーム | 569-0067 | 大阪府高槻市桃園町2-1 | 072-674-7111(7486) | 072-674-7486 |
| 大阪府 | 枚方市 | 環境部 環境指導課 | 573-1162 | 大阪府枚方市田口5-1-1 | 072-841-1221 (1010-6014) | 050-7102-6014 |
| 大阪府 | 茨木市 | 産業環境部 環境政策課 指導係 | 567-8505 | 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号 | 072-622-8121(2714) | 072-620-1644 |
| 大阪府 | 八尾市 | 環境部 環境保全課 | 581-0026 | 大阪府八尾市曙町2-11 八尾市立リサイクルセンター 学習プラザ2F | 072-991-3881(2981) | 072-994-3760 |
| 大阪府 | 寝屋川市 | 環境部 環境保全課 | 572-0855 | 大阪府寝屋川市寝屋南1丁目2番1号 | 072-824-1181(77000) | 072-824-1021 |
| 大阪府 | 東大阪市 | 環境部 公害対策課 | 577-8521 | 東大阪市荒本北1-1-1 | 06-4309-3000(2966) | 06-4309-3204 |
| 兵庫県 | 神戸市 | 環境局 環境保全課 | 651-0086 | 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST 2階 | 078-331-8181 (955-3752) | 078-595-6223 |
| 兵庫県 | 姫路市 | 環境局 環境政策室 | 670-8501 | 兵庫県姫路市安田4丁目1番地 | 079-221-2111(2467) | 079-221-2466 |
| 兵庫県 | 尼崎市 | 経済環境局 環境部 環境保全課 水質・土壌担当 | 660-8501 | 兵庫県尼崎市東七松町1-23-1 | 06-6375-5639(6305) | 06-6489-6305 |
| 兵庫県 | 明石市 | 市民生活局 環境室 環境保全課 水質係 | 674-0053 | 明石市大久保町松陰1131 | 078-918-5030 | 078-918-5030 |
| 兵庫県 | 西宮市 | 環境局 環境総括室 環境保全課 水質土壌チーム | 662-8567 | 西宮市六湛寺町10番3号 | 0798-35-3151(3823) | 0798-35-3823 |
| 兵庫県 | 加古川市 | 環境部 環境保全課 環境保全係 | 675-8501 | 兵庫県加古川市加古川町北在家2000 | 079-421-2000(2715) | 079-427-9201 |
| 兵庫県 | 宝塚市 | 環境部 環境室 環境政策課 | 665-8665 | 兵庫県宝塚市東洋町1-1 | 0797-71-1141(2516) | 0797-77-2072 |
| 奈良県 | 奈良市 | 健康医療部 保健所 保健・環境検査課 | 630-8122 | 奈良市三条本町13番1号 | | 0742-93-8477 |
| 和歌山県 | 和歌山市 | 市民環境局 環境部 環境政策課 | 640-8511 | 和歌山市七番丁23番地 | 073-432-0001(2622) | 073-435-1114 |
| 鳥取県 | 鳥取市 | 市民生活部環境局生活環境課 | 680-8571 | 鳥取市幸町71番地 | 0857-22-8111 | 0857-30-8084 |
| 島根県 | 松江市 | 環境エネルギー部 環境対策課 生活環境係 | 690-0826 | 島根県松江市学園南一丁目20番43号 | 0852-55-5274 | 0852-55-5274 |
| 岡山県 | 岡山市 | 環境局 環境部 環境保全課 水質土壌係 | 700-8554 | 岡山県岡山市北区大供一丁目2番3号 | 086-803-1000(3997,3999) | 086-803-1281 |
| 岡山県 | 倉敷市 | 環境リサイクル局 環境政策部 環境政策課 水質係 | 710-8565 | 岡山県倉敷市西中野田640 | 086-426-3030(3391) | 086-426-3391 |
| 広島県 | 広島市 | 環境局環境保全課水質係 | 730-8586 | 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 | 082-245-2111(3248) | 082-504-2188 |
| 広島県 | 呉市 | 環境部環境試験センター環境調査グループ | 737-0023 | 広島県呉市青山町5番3号 | 0823-25-3551 | 0823-25-3551 |
| 広島県 | 福山市 | 経済環境局 環境部 環境保全課 芦田川・水環境担当 | 720-8501 | 広島県福山市東桜町3-5 | 084-921-2111(2560) | 084-928-1072 |
| 山口県 | 下関市 | 環境部 環境政策課 環境保全係 | 751-0847 | 下関市古屋町一丁目18-1 | 083-252-7151 | 083-252-7151 |
| 徳島県 | 徳島市 | 環境部 環境保全課 | 770-8571 | 徳島市幸町2丁目5番地 | 088-621-5213 | 088-621-5213 |
| 香川県 | 高松市 | 環境局 環境指導課 環境対策係 | 760-0080 | 香川県高松市木太町2282-1 | 087-839-2380 | 087-834-5755 |
| 愛媛県 | 松山市 | 環境部 環境指導課 | 790-8571 | 松山市二番町四丁目7番地2 | 089-948-6688(6441) | 089-948-6441 |
| 高知県 | 高知市 | 環境保全課 環境保全係 | 780-8571 | 高知市本町5丁目1番45号 | 088-822-8111(4543) | 088-823-9471 |
| 福岡県 | 北九州市 | 環境局 環境監視部 環境監視課 | 803-8501 | 北九州市小倉北区内1番1号 | 093-582-2290 | 093-582-2290 |
| 福岡県 | 福岡市 | 環境局 環境監理部 環境保全課 水質・土壌係 | 810-8620 | 福岡県福岡市中央区天神1-8-1 | 092-711-4111(2421) | 092-733-5386 |
| 福岡県 | 久留米市 | 環境部 環境保全課 公害・自然環境チーム | 830-0042 | 福岡県久留米市荘島町375番地 | 0942-30-9000 | 0942-30-9043 |
| 佐賀県 | 佐賀市 | 環境部 環境保全課 環境保全係 | 849-0917 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬2563-1 | 0952-24-3151(4010) | 0952-30-2436 |
| 長崎県 | 長崎市 | 環境部 環境政策課 監視指導係 | 850-8685 | 長崎市魚の町4-1 | 095-822-8888(3132) | 095-829-1156 |
| 長崎県 | 佐世保市 | 環境部 環境保全課 環境指導係 | 857-0851 | 佐世保市荷荷町1-8 | 0956-24-1111 (7210-35) | 0956-26-1787 |
| 熊本県 | 熊本市 | 環境局 環境推進部 水保全課水質保全班 | 860-8601 | 熊本市中央区手取本町1-1 | 096-328-2436 | 096-328-2436 |
| 大分県 | 大分市 | 環境部 環境対策課 水質担当班 | 870-8504 | 大分市荷揚町2番31号 | 097-534-6111(1515) | 097-537-5753 |
| 宮崎県 | 宮崎市 | 環境部 環境指導課 環境対策係 | 880-8505 | 宮崎県宮崎市橋通西1-1-1 | 0985-25-2111(3384) | 0985-21-1763 |
| 鹿児島県 | 鹿児島市 | 環境局環境部環境保全課 環境保全係 | 892-8677 | 鹿児島市山下町11-1 | 099-224-1111(5802/5803) | 099-216-1297 |

| 都道府県 | 自治体名 | 担当部署 | 〒 | 住所 | 代表電話番号 (内線) | 直通電話番号 |
|------|------|-------------------|----------|-----------------|---------------------|--------------|
| 沖縄県 | 那覇市 | 環境部環境保全課 水質保全G | 900-8585 | 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 | 098-867-0111 (2403) | 098-951-3229 |

8. 事故事例と再発防止対策（例）について

- 流出事故の原因として自動車による天井配管や手動起動装置に対する接触が挙げられます。
- 再発防止対策の例として、手動起動装置に対する保護ガードの追加が挙げられます。



泡流出事故の例



手動起動装置に保護ガードを設置

水質汚濁防止法施行令の改正による 指定物質を含む泡消火薬剤等の 流出時の対応について

政令第396号（令和4年12月23日）

日消装発第R05-8号

関係各位

令和5年11月

一般社団法人 日本消火装置工業会

水質汚濁防止法施行令の改正による指定物質を含む泡消火薬剤の流出時の対応について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より泡消火薬剤等の適切な管理と廃棄処理に特段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月23日に「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和5年2月1日に施行されました。

本改正により、PFOS・PFOA等が水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）における指定物質に追加されました。

指定物質が事故（天災を含む）により放出し流出した場合、都道府県知事等に報告する義務があり、今回の改正により指定物質を含む泡消火薬剤も対象となりました。

（一社）日本消火装置工業会では、泡消火設備を所有される方、工事や点検で取り扱われる方など多くの関係者に内容を正しく理解して、正しく運用して頂くため、概要を本リーフレットとして纏めました。

関係各位におかれましては、当該泡消火設備の適切な維持管理についてご協力をお願い申し上げます。

以上

9. 情報提供のお願い

全ての泡消火薬剤は、事故以外にも火災時の消火活動等により使用・放出されることがあります。対象となる泡消火薬剤が使用・放出された場合にも関係する地方公共団体まで各種情報提供をお願いします。

法律上の義務ではなく、あくまでお願いになります。ご協力の程、よろしくお願い致します。

- 泡消火薬剤の放出報告
- 可能な範囲で提供いただきたい情報（空欄可）
【 使用日時、使用場所、品名、含有率、使用量、排出河川、連絡先等 】
- 情報提供は都道府県知事もしくは水質汚濁防止法政令市の首長までお願いします。
- 様式は各自治体に確認してください。

一般社団法人 日本消火装置工業会

電話：03-5404-2181（代表）

FAX：03-5404-7371

E-mail：shou-sou@shosoko.or.jp

URL：<http://www.shosoko.or.jp/>

お問合せ先：

- 各都道府県および水質汚濁防止法政令市の環境部局
- 消火装置工業会、工業会情報 <http://shosoko.or.jp/info/index.html>



「しょうすけ(しょうすけ君)」
消火装置工業会 キャラクター

suishitsuodakushuuchiyou_a3_v1.pdf (2023.11)

一部の泡消火薬剤に含まれているPFOS・PFOA等が、指定物質（水質汚濁防止法）になりました！

1. 概要

- 水質汚濁防止法（以下「水濁法」）における指定物質に、PFOS、PFOA等が追加されました。
- 指定物質を含む泡消火薬剤及び泡水溶液が事故等により流出した場合は、都道府県知事等に届出の義務が生じます。
- 水濁法において届出対象となる泡消火薬剤は、「3. PFOS・PFOA等により届出の対象となる消火薬剤について」で示します。

2. 水濁法における指定物質について

- 水濁法における指定物質とは、有害物質および油を除き、公共用水域に排出されることにより、人の健康や生活環境に被害を生じる恐れがある物質のことです。
 - 公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。

3. PFOS・PFOA等により届出の対象となる泡消火薬剤について

- 指定物質に基準値（濃度値）はないため、対象となる泡消火薬剤は、原則として「指定物質PFOS、PFOA等を含む泡消火薬剤」です。
- 泡消火薬剤貯蔵容器（タンク）や配管等の施設に保管されている泡消火薬剤等が対象です。
 - 補充用のポリ缶については各自自治体の判断によりますが、タンク内の泡消火薬剤と同様に取り扱いが適切です。
- 対象となる泡消火薬剤の詳細については以下のURLで確認してください。
 - http://shosoko.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/04/awashoukayakuzai_list_v4.pdf

4. 届出義務が生じる事業者について

- 指定物質（を含む泡消火薬剤）を所有・設置している事業者すべてが対象となります。

5. 届出義務が生じる流出について

- 消火活動に伴う放出を除いた、事故による流出が対象です。
 - 車両衝突や地震・洪水等の天災に起因する設備破損による流出の場合
 - 老化や誤作動、点検時等の誤操作等により放出し流出した場合
 - いたずらにより放出し流出した場合

6. 流出時の対応について

- 流出が生じた場合、速やかに都道府県知事等に報告する義務があります。水質汚濁防止法政令市の場合は該当する地方公共団体の首長に報告してください。
- 届出先は環境省の以下のURLで確認して下さい。
 - <https://www.env.go.jp/water/mizu.html>（「水・土壌・地盤・海洋環境の保全」の頁に行くので、画面の下の方の「事故時等の措置」欄のファイルをクリックする）
 - 電話等で速やかな第一報を求めている都道府県もあります。
- 流出時は直ちに応急措置（オイルフェンスの設置、土嚢の積み上げ等による公共用水域への排出または地下への浸透防止、汚染土壌の除去等）を講ずる義務があります。
 - 応急措置が講じられていない場合、措置命令が出され、従わない場合は罰則があります。（6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金。時効3年（刑事訴訟法250条））
- 都道府県によっては、管轄消防機関・警察署などへの通報が必要な場合もあります。
- 処理費用や賠償を請求される場合もありますので、早期の通報と適切な応急処置をしてください。
- 泡消火薬剤等を廃棄する場合は「処理に関する技術的留意事項」に従って、適切に処理してください。
 - 泡消火薬剤は、産業廃棄物です。
 - 廃棄について日本消防装置工業会は、焼却による分解処理を推奨しています。
 - 廃棄処理方法の概要は当工業会から近日発行予定のPFOS及びPFOAの取り扱いマニュアルをご確認ください。

7. 届出の様式や記載内容について

- 全国共通の法定様式はありません。様式の入手については「6. 流出時の対応について」に示すURLで確認し、問い合わせてください。
- 各都道府県や自治体により必要な記載内容が異なる場合があります。
 - 例： 事故の発生報告、具体的な再発防止策

環水大水発第 2212233 号
令和 4 年 12 月 23 日

都道府県知事
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 396 号。以下「改正令」という。）が本日公布され、令和 5 年 2 月 1 日から施行されることとなった。今回の改正は、アニリン、ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA。以下「PFOA」という。）及びその塩、ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸）（別名 PFOS。以下「PFOS」という。）及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の 4 物質を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「指定物質」という。）に追加することにより、事故時における公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的としている。

貴職におかれては、下記の事項に十分御留意の上、法の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、必要に応じて貴管内市町村にも周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

指定物質の指定については、「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（答申）」（平成 23 年 2 月中央環境審議会）により、水環境において、人の健康の保護や生活環境の保全等の観点から環境基準等に設定された物質が指定対象とされた。

前回の指定物質の見直しから一定期間が経ち、平成 25 年 3 月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が環境基準に追加されるとともに、平成 25

年3月にアニリンが、令和2年5月にPFOA及びPFOSがそれぞれ要監視項目に追加された。

これらの状況を踏まえ、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（令和4年9月15日）における審議の結果、アニリン等の4物質を指定物質として指定することが適当とされたことから、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）について所要の改正を行うものである。

第2 改正の内容

1 指定物質関係

事故時の措置の対象となる指定物質として、アニリン、PFOA及びその塩、PFOS及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の4物質を令第3条の3に追加することとした。

2 事故時の措置

改正令において新たに指定物質に追加された物質は、他の指定物質と同様、法第14条の2の事故が発生した場合の応急の措置や届出等の事故時の措置の規定が適用されるので、その物質の製造等を行う特定事業場等に対し、この旨の周知徹底を図るとともに、事故による公共用水域及び地下水の水質汚濁の未然防止に適切に取り組むことが必要である。

第3 その他の留意事項

施行に当たっては、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年3月16日付け環水大大発第110316001号・環水大水発第110316002号環境省水・大気環境局長通知）を参照されたい。

また、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）については、環境中で分解されにくく、生物蓄積性が高いといった性質を有し、人及び動植物に対する長期毒性を有することから、その環境中への排出を出来る限り抑えるとともに、関係地方公共団体においてその排出の実態を出来る限り把握し、必要に応じて適切なリスク管理を行っていくことが重要である。

このため、PFOS等を含む泡消火剤（以下「PFOS等含有消火剤」という。）を保管している事業場に対して、今般の指定物質指定に伴う事故時の措置のみならず、消火活動等のためのPFOS等含有消火剤の使用に伴ってPFOS等が公共用水域等に流出した場合についても、PFOS等含有消火剤の流出状況等について関係地方公共団体に情報提供するよう、関係省庁及び関係業界団体に協力を依頼しているところである。貴職におかれては、その旨御承知おきいただくとともに、PFOS等含有消火剤を保管する貴管下の特定事業場等に対し、当該協力依頼の周知徹底をお願いする。